

児童扶養手当

児童扶養手当制度は、父母の離婚・父の死亡などによって、父と生計を同じくしていない児童に手当が支給されるものです。手当の額や手続き方法など、詳細はお問い合わせください。

健康福祉課係 ☎028(677)1112

■手当を受けられる人

- ① 日本国内に住所があつて、次のいずれかに該当する満18歳に達する日以後最初の3月31日まで(政令に定める程度の障害を有する児童は20歳未満)の児童を監護している母、または母に代わつて児童を養育している父以外の人が手当を受けることができます(外国人も支給対象)。
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑧ 父母ともに不明である児童

■手当を受けられない場合
 ○母または養育者が公的年金給付を受けることができるとき
 ○母が婚姻しているとき
 (生活を共にしているなどの事実上の婚姻関係にある場合も含む)
 ○児童が
 ・父または母の死亡により支給される遺族年金または遺族補償を受けることができるとき
 ・父に支給される障害年金の額の加算の対象となつていないとき
 ・児童福祉施設などに入所したり、里親に委託されたとき
 ・児童が父と生計同一のとき(父が政令に定める程度の障害の状態にある場合を除く)
 ・児童が母の配偶者に養育されているとき(その者が政令に定める程度の障害の状態にある場合を除く)
 ○平成15年4月1日において支給要件に該当してからすでに5年を経過しているとき



■所得の制限があります
 請求者および扶養義務者等の前年の所得に応じ、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の支給区分(全部支給、一部支給、全部停止)が決まります。
 ※請求者(児童を監護している母または養育者)および同居している扶養義務者等(請求者の親や兄弟など)の所得により手当が全部支給停止となる場合があります。

扶養親族等の数	請求者(本人)			扶養義務者・孤児等の養育者・配偶者
	全部支給	一部支給	全部支給停止	全部支給停止
0人	190,000円未満	190,000円～1,920,000円未満	1,920,000円以上	2,360,000円以上
1人	570,000円未満	570,000円～2,300,000円未満	2,300,000円以上	2,740,000円以上
2人	950,000円未満	950,000円～2,680,000円未満	2,680,000円以上	3,120,000円以上
3人	1,330,000円未満	1,330,000円～3,060,000円未満	3,060,000円以上	3,500,000円以上
4人以上	以下380,000円ずつ加算			

※児童が2人の場合は、右の金額に5,000円を加算、3人目からは児童1人増すごとに3,000円ずつ加算されます。

■手当を受けるには
 役場健康福祉課で請求の手続きをしてください。県知事の認定により支給を受けることができます。
 認定を受けると4・8・12月の3回、支払月の前月分までの分が、指定した金融機関の口座へ振り込まれます。

振り込め詐欺にご注意ください!

真岡警察署 ☎0285(84)0110
 栃木県消費生活センター ☎028(665)7744



「おれだよ、おれ」と電話をかけ、電話に出た人がうっかり「〇〇ちゃん?」などと問い直すと、「そう、〇〇。実は事故に遭つてお金が必要になった。すぐにお金を振り込んで」などと言い、指定した銀行などの口座に現金を振り込ませる「振り込め詐欺」。平成20年上半期の県内の被害状況は167件(既遂のみ)、被害総額は約2億4,691万円となっています(栃木県警察)。

お金を要求する突然の電話や、身に覚えのない請求があつても決して慌てず、また、有利な融資話や「お金が返ってくる」などと言われても安易に考えたりせず「詐欺かもしれない」と疑いを持つてください。

振り込め詐欺の手口を見抜き、被害に遭わないようにしましょう。

【主な詐欺の種類】
オレオレ詐欺
 家族や警察官・弁護士などを装つて電話をかけ、さまざまな口実を使い「すぐにお金が必要」と訴え、お金を指定口座に振り込ませてしまし取る。
架空請求詐欺
 郵便や電子メールなどを使い、支払い義務があるかのよう

うに装つて、お金を指定口座に振り込ませてしまし取る。
融資保証金詐欺
 ダイレクトメール・FAX・インターネット・広告などで融資を持ちかけ保証金などの名目でお金を指定口座に振り込ませてしまし取る。
還付金詐欺
 自治体や税務署・社会保険事務所などを名乗り電話をかけ、ATM操作で還付金が口座に入金になると思い込ませるに本人の口座から送金させてしまし取る。

【詐欺を撃退するために】
 ○動揺しない、慌てない。
 ○電話を受けたとき「詐欺かもしれない」と疑ってみる。
 ○警察が示談の仲介をすることはありません。また、弁護士や保険会社が交通事故などの直後に示談金の振り込みを勧めることもあります。
 ○すぐにお金を振り込まない。振り込む前に、自分の家族や親戚または警察に相談する。
 ○脅迫めいた言動を受ける場合も、毅然とした態度で接し、すぐに警察に通報する。
 不審に思うことや心配に思うことがあれば、すぐに警察に連絡しましょう。

私たちのホームページに遊びに来てね

■芳賀東小学校ホームページがリニューアル

【ホームページアドレス <http://schit.net/eshagahigashi/>】

東小ホームページがわかりやすく機能的になりました。授業の風景や行事、本日の給食など学校の日々の出来事を楽しくお伝えしています。このホームページは携帯電話でも見ることができます(アドレスは同じ)。多くの皆さんのアクセスをお待ちしています。



▲芳賀東小学校ホームページ

■応援します「芳賀町子育てひろばびよびよ」

【ホームページアドレス <http://sien677.blog99.fc2.com/>】

子育て支援センターやひろばを利用しているママたちで更新しています。活動の様子やイベントなど、楽しく紹介しています。また、このひろばは子育て世代のママたちの情報交換の場です。子育てに関する情報もたくさん用意しています。ぜひホームページをのぞいてみてください。



▲子育てひろばびよびよホームページ